

財務省第5入札等監視委員会

令和元事務年度 第2回定例会議審議概要

開催日及び場所		令和2年1月10日（金）東京税関 10階税関会議室	
委員		委員 村山周平 (村山周平事務所・公認会計士) 委員 中出哲 (早稲田大学教授) 委員 藤重由美子 (東京八丁堀法律事務所・弁護士)	
審議対象期間		令和元年7月1日（月）～令和元年9月30日（月）	
抽出事案		4 件	(備考)
1	競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：パーソナルコンピュータ等の調達 契約相手方：富士電機ITソリューション株式会社 (法人番号9010001087242) 契約金額：21,062,800円 契約締結日：令和元年9月13日 担当部局：東京税関
2	競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：クルーズ旅客情報自動読取装置等の調達 契約相手方：パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 (法人番号3010001129215) 契約金額：71,815,680円 契約締結日：令和元年8月23日 担当部局：横浜税関
3	競争入札（公共工事）	1件	契約件名：成田空港第2PTBエスカレーター更新工事 契約相手方：フジテック株式会社 (法人番号3160001009212) 契約金額：97,900,000円 契約締結日：令和元年8月1日 担当部局：東京税関
4	随意契約（公共工事）	1件	契約件名：大黒埠頭コンテナ検査センター貨物検査場等改修工事 契約相手方：相武造園土木株式会社 (法人番号5020001010149) 契約金額：5,184,000円 契約締結日：令和元年8月22日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名：パーソナルコンピュータ等の調達 契約相手方：富士電機ITソリューション株式会社 (法人番号9010001087242)</p> <p>契約金額：21,062,800円</p> <p>契約締結日：令和元年9月13日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	
<p>本件契約概要について説明願いたい。</p>	<p>本調達は、全国税關におけるインターネットパソコン、窓口電子申告(KIOSK端末)用パソコン及びプリンタ等を購入するものである。</p> <p>これら税關LAN端末以外のパソコン等については、関税局が全国の税關分について更新及び新規購入の要求を取り纏め、予算の範囲内で東京税關が一括調達を実施している。</p>
<p>1者入札となった要因を説明願いたい。</p>	<p>同種調達は平成23年度から実施しているが、最近では、定価の3割前後の価格が契約金額となっており、価格競争の激化から参加を見合わせる業者もあったと聞いている。</p>
<p>高落札率の要因(96.4%)について説明願いたい。</p>	<p>本件の予定価格の積算にあたっては、市場価格等調査において得た金額や、過去の落札率を参考にしており、その結果業者にとって厳しい予定価格となったことが、高落札率の要因と思われる。</p>
<p>契約形態を「賃貸借」としない理由はなぜか。</p>	<p>東京税關に配備したLAN端末以外のパソコンの修理実績は数件程度であり、故障の都度修理をした方が安価であることから、保守契約を含めた「賃貸借」ではなく、「購入」契約で調達している。</p>
<p>下取りに出すパーソナルコンピュータのデータ消去はどのように行っているのか。</p>	<p>本調達にデータ消去ソフトの調達も含まれており、税關職員が当該ソフトを使用してデータ消去を行なったうえで引渡している。</p>
<p>【事案2】</p> <p>契約件名：クルーズ旅客情報自動読取装置等の調達 契約相手方：パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 (法人番号3010001129215)</p> <p>契約金額：71,815,680円</p> <p>契約締結日：令和元年8月23日</p> <p>担当部局：横浜税關</p>	

意見・質問	回答
本件契約概要について説明願いたい。	<p>政府は2020年訪日外国人旅行者数4千万人、2030年6千万人という目標を掲げ、その実現のため、税関としてもストレスフリーで快適に旅行できる整備を行っていく必要がある。</p> <p>その中でも、近年増加するクルーズ船による外国人入国者数に対して、限られた人員で迅速な通関と適正な水際取締を両立するため、パスポートやその写しを自動で読取ることのできる本件装置を調達するものである。</p>
低落札率の要因について説明願いたい。	<p>予定価格の積算に際しては、入札説明の参加者に対し市場価格調査を行い、そこで得られた見積りやインターネットの公表価格を参考に積算した。</p> <p>システム開発を中心とする役務費については、積上げによる積算が困難なことから、見積価格を参考にする部分が大きいところ、類似機器の納入実績やシステム開発の経験が影響し、相当の余裕を持たせた参考見積価格だったことが低落札率になった要因と思われる。</p>
見積りを参考にするとしても、役務費については、どういう工程にどれだけの人工がかかっているのか、その内訳の検証が必要ではないか。	<p>予定価格の積算にあたり1者からの見積もりを参考にする場合、とりわけ役務費に係る予定価格の積算については、作業内容を具体化するとともに、各作業に係る必要人員や日数を明確化し、可能な限り金額の内訳を検証できるよう改善していく。</p>
<p>【事案3】</p> <p>契約件名：成田空港第2P T Bエスカレーター 更新工事</p> <p>契約相手方：フジテック株式会社 (法人番号3160001009212)</p> <p>契約金額：97,900,000円</p> <p>契約締結日：令和元年8月1日</p> <p>担当部局：東京税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>1者応札となった要因について説明願いたい。</p>	<p>成田空港第2ターミナルビル入国検査場内のエスカレーター4基は設置から29年が経過しており、今後は保守部品の調達も困難となるため、入国旅客の安全性を担保するため更新工事を実施したものである。</p> <p>更新対象のエスカレーターは、月平均60万から70</p>

意見・質問	回答
	<p>万の入国旅客が利用することから、旅客への負担軽減のため、本工事の停止期間を最短とすることとした。その点を踏まえ、成田空港の税関旅具検査場に納品実績のあるメーカー3者にヒアリングを実施したところ、「既設エスカレーター部品の一部を流用すれば、工事期間の短縮が図れる。」との回答を得たことから、既存部品の一部であるトラス部分については流用することとした。</p> <p>その結果、トラスについて「更新」と回答した業者2者は入札において「既設」と回答した業者には敵わないと判断したと思われ、1者応札になったと考えられる。</p>
高落札率となった要因は何か。	<p>予定価格（工事費総額）については、『公共工事積算基準』に基づき、物価資料と見積書を参考にして積算した。採用した各項目の単価については、物価資料に記載がある廃材処分費以外、唯一提出のあった応札者の見積書に当該で定めた査定率を乗じて算出したため、同業他者の価格要素を取り入れられなかったことから、結果として落札率が高くなつたものと思われる。</p>
予定価格の積算にトラスの価格が見込まれていないが、これでは既設メーカー以外が参入できないのではないか。	<p>最も合理的な価格を予定価格として算出する必要があるため、トラス価格を含まない見積書を参考として予定価格を算出した。本調達の予定価格は、非公表であり、かつ工事費の総額を設定しているにすぎないため、内訳にトラス価格を含まないとしても、参入障壁になるわけではない。</p>
機器更新のたびに既設トラスを流用し繰り返す、永続的に既設メーカーが有利な状況にならないか。	<p>メーカーヒアリングによるとトラスは約50年の耐用年数があるので、次回の更新があるとすれば、全ての部品を更新することになり、各社横並びの競争になると思われる。</p>
税関の構内にあるという理由で税関が本調達を発注しているが、エスカレーターのような公共のインフラとして供するものは、他の然るべき機関が他のエスカレーター等と一緒に調達するほうが効率的ではないか。	<p>現状、エスカレーターが税関の管理下にあるため、更新の主体は税関になるが、空港施設の大部分を管理・運営する会社が税関検査場の施設を含めた空港インフラを一括調達した方がより効率的になる可能性があると思われる。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案4】</p> <p>契約件名：大黒埠頭コンテナ検査センター貨物 検査場等改修工事</p> <p>契約相手方：相武造園土木株式会社 (法人番号5020001010149)</p> <p>契約金額：5,184,000円</p> <p>契約締結日：令和元年8月22日</p> <p>担当部局：横浜税関</p>	
<p>本件契約概要について説明願いたい。</p>	<p>大黒埠頭コンテナ検査センターが所在する大黒埠頭では全域にわたって地盤沈下が発生しており、地中杭により支持される建物やコンクリート路盤と、沈下する地盤との間に空洞や段差が生じている。</p> <p>本工事は、空洞や段差が顕著であり事故等の危険性が高いと判断した箇所について、空洞部に流動化処理土を充填することで路盤の崩落を防止するとともに、段差面に接する範囲のアスファルトを撤去、再敷設することで通行支障となる段差を解消することを目的としている。</p>
<p>高落札率の要因について説明願いたい。</p>	<p>本件調達における予定価格については、専門性の高い設計会社が作成した工事費積算資料を基礎とし、それを最新の単価に見直すなどして決定したものである。</p> <p>高落札率の要因は、前述のとおり適切な予定価格が算出されたこと、及び1回目の入札で予定価格を下回らず、更に3回の再度入札を実施したことが要因と考える。</p>
<p>予定価格の積算において、ある工事部材に係る見積書の金額が採用されていない点について説明願いたい。</p>	<p>業者から取得した見積書の中で最も低価な価格に査定率を乗じ、その価格に試験費用など必要経費を按分加算し、工事部材の1数量あたりの単価を計算し採用しているためである。</p> <p>(以上)</p>